第31回

読谷村農業委員会会議録

第31回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年３月26日（月）
開催時刻	15時00分　開会 16時30分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者６名　　欠席者４名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	欠	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	欠
４番	比嘉　健二	欠	９番	真栄田　武	出
５番	儀間　景子	欠	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者５名　　欠席者３名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	欠
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	欠	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	出	屋宜　清	欠

事務局職員	局長　屋良　朝敬　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第３号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第10号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第11号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程７　議案第12号　非農地証明願いについて
日程８　議案第13号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について
日程９　承認１　事務局職員（事務局長）の任務を解くことについて
日程10　承認２　事務局職員（書記）の任務を解くことについて
日程11　承認３　事務局職員（事務局長）の任命について
日程12　承認４　事務局職員（書記）の任命について

議長	これより第31回読谷村農業委員会総会を始めます。 ―　日程１　会長諸般の報告　― ―　日程２　会議録署名委員の指名　― ―　日程３　会期の決定について　―
議長	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。 次に、日程４の報告第３号　農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。
事務局	議案書２ページをお開きください。 報告第３号　農地転用許可指令の接受について。
議長	これは報告ですので、特に質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）
議長	では次に、日程５の議案第10号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書３ページをお開きください。 議案第10号　農地法第３条の規定による許可申請について。
議長	では、これより農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（６番）	６番棚原です。写真は１ページ左上、10番のところです。申請人は、新たに所有権を取得し、にんにくの栽培を計画しており、許可基準適合表もクリアしていますので許可相当でお願いします。

議長	現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問がありましたらお願いします。
	（「進行」の声あり）
議長	では、質疑を終結して、これより採決を行います。 受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。 次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（６番）	６番棚原です。写真の真ん中右寄りです。申請人は、隣接する自作地で花卉を栽培しています。今回の申請地でも同じ花卉を計画しており、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した棚原委員のほうからは、許可基準適合表もクリアし、何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたら、お願いします。
委員（９番）	譲受人のＡさんは会社員となっているんですけれども、親が法人組織になっているのかどうか。
事務局	いえ、個人です。
委員（９番）	勤めながら200日やる。
事務局	そうです。この隣接地で自作地の渡慶次1358番１を父が今やっていて、そこで一緒にやっていくということです。その隣をその息子、Ａさんが今度土地を購入してやるということです。特に法人ではないです。

委員（９番）	どこの会社員か具体的に分かりますか。
事務局	そこまでは聞いていないです。
委員（６番）	僕が聞いた範囲では軍雇用員で、４時後は毎日というぐらいＡさんは来て手入れはしている。両親は週末とかに週の半分ぐらいは来ています。
委員（９番）	分かりました。
議長	なければ進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結して採決を行います。 受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。 次に、日程６の議案第11号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書13ページをお開ください。 議案第11号　農地法第５条の規定による許可申請について。
議長	ただいま農地法第５条の規定による許可申請についての提案理由の説明がありました。これより審議に入ります。 受付番号１番について、現地を確認した、これは事務局のほうからお願いします。
事務局	航空写真２ページをお願いします。申請地は令和７年12月頃から

転用申請を行わずにコンテナが設置されています。追認による申請で顛末書も添付されておりますので、問題ないと思っております。以上です。

議長　現地を確認した事務局からの説明は、顛末書も添付されて何の問題もないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声がありますので、質疑を終結してこれより採決を行います。

受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

仲村渠推進委員　仲村渠です。適合表では都市計画課が審査中ということで×がついています。それで不許可相当でいいかと思います。

議長　仲村渠委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。なければ進行したいと思います。

受付番号２番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

事務局　事務局でやります。航空写真の４ページです。一番左上のほうです。５条の③になります。現地は比嘉委員と一緒に行っておりますが、今日は欠席のため私で説明します。申請地の周辺は墓地として利用されており、許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当で問題ないかと思っております。以上です。

議長　現地を確認した事務局の御意見は許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　では進行で採決を行います。

受付番号３番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号４番について、これも事務局からの御説明をお願いします。

事務局　航空写真は同じ４ページ、真ん中のちょっと下のほうになります。申請地は、隣接地波平868番への建物建築時に昭和58年９月から敷地の一部として利用されています。追認による申請で顛末書も添付されておりますので、問題ないと思っております。以上です。

議長　事務局の説明では、許可相当の御意見であります。ほかに御質問ありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号４番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号５番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦推進委員　航空写真の５ページ。申請地は住宅地に隣接しており、隣接する建物敷地の拡張を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていて問題ないので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉豊彦委員の御意見は、許可相当の御意見であります。ほかに御質問ありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声がありますので、採決を行います。
受付番号５番につきましては、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号５番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号６番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

池原推進委員　池原昌邦です。航空写真６ページを御覧ください。申請地は用途地域内にあり、隣接する転用不要地、大湾900番５と一体利用し、集合住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアしていれば問題ないのですが、許可基準適合表に×がついていますので、

不許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した池原委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかに御質問ありましたら、お願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので採決を行います。

受付番号６番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号６番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程７の議案第12号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書15ページをお開きください。

議案第12号　非農地証明願いについて。

議長　では、非農地証明願いについて、これより審議に入ります。

まず受付番号１番と２番、３番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まず、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

津波推進委員　推進委員の津波と申します。航空写真の７ページです。申請地は比較的小規模な農地で、今後とも継続的な利用が認められる非農地で、行政上も特に支障がないことから、非農地として問題ないということです。許可でお願いします。

議長　現地を確認した津波委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番、２番、３番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番、２番、３番は証明相当と決定しました。
次に受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。事務局、お願いします。

事務局　航空写真８ページをお願いします。申請地は高志保の部落内の中にある農地です。申請地は20年以上耕作されていない農地で、今後も継続的な利用が見込まれず、農地行政上も特に支障がないことから、非農地として問題ないと思っております。以上です。

議長　現地を確認した事務局は、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いいたします。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声がありますので、これより採決を行います。
受付番号４番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号４番は証明相当と決定しました。
次に受付番号５番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（９番）　航空写真の９ページの右側、非農地⑥というのがここになっております。現地は20年以上耕作しておらず、これからも見込みがないので、非農地証明相当でお願いします。

議長　現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。なければ進行していいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。

受付番号５番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号５番は証明相当で決定しました。

次に受付番号６番について、これは事務局からまた説明をお願いします。

事務局　航空写真の９ページです。左側の非農地の６番です。６番に訂正します。申請地は軍用地として接収された土地であり、返還時において耕作されておりませんので、農地性がないということで非農地として問題ないと思っております。以上です。

議長　事務局の説明では、証明相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　それでは、質疑を終結して採決を行います。

受付番号６番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号６番は証明相当と決定しました。

非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、

事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

次に、日程８の議案第13号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書16ページをお開きください。議案第13号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

事務局　皆さん、こんにちは。農地活用推進課農地係の比嘉です。それでは説明いたします。18ページと現況写真、別添つづられているほうを見ながらの説明となります。

議長　ただいま事務局のほうから提案理由の説明がございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いします。

ほかに御質疑ないですか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。

ただいま議題となっております議案第13号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第13号は原案どおり決定しました。

次に、日程９の承認第１号　事務局職員（事務局長）の任務を解

くことについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書20ページをお開きください。
承認第１号　事務局職員（事務局長）の任務を解くことについて。

議長　ただいま承認第１号　事務局職員（事務局長）の任務を解くことについての提案理由の説明がございました。御意見を伺う前に議事参与の関係がありますので、屋良朝敬事務局長の退席を賜ります。

（屋良朝敬事務局長　退席）

議長　では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長　質疑を終結して採決を行います。
承認第１号　事務局職員（事務局長）の任務を解くことについては、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、承認することに決定しました。屋良朝敬事務局長の入室を許可いたします。

（屋良朝敬事務局長　復席）

議長　次に、日程10の承認第２号　事務局職員（書記）の任務を解くことについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書21ページをお開きください。
承認第２号　事務局職員（書記）の任務を解くことについて

議長　では、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声ですので、これより採決を行います。

承認第２号　事務局職員（書記）の任務を解くことについては、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、承認第２号は原案どおり承認することに決定しました。

次に日程11、承認第３号　事務局職員（事務局長）の任命について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書22ページをお開きください。

承認第３号　事務局職員（事務局長）の任命について

議長　ただいま承認第３号　事務局職員（事務局長）の任命についての提案理由の説明がございました。

委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。お願いします。特になければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、これより採決を行います。

承認第３号　事務局職員（事務局長）の任命については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、承認第３号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に日程12、承認第４号　事務局職員（書記）の任命について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局　議案書24ページをお開きください。
承認第４号　事務局職員（書記）の任命について

議長　承認第４号　事務局職員（書記）の任命について、委員の皆さんからの御意見を伺いたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので採決を行います。
承認第４号　事務局職員（書記）の任命については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、承認第４号は原案のとおり承認することに決定しました。
これをもちまして、日程１から日程12まで全ての審議が終了しました。
議決事項の議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。
皆さんの御協力の下、第31回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、御礼を申し上げます。